

制度のお知らせ

被災された方への減免について～

■ 9月に医療費通知を発行します

北海道後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくとともに、制度の健全な運営を図るため、医療費通知を発行しています。

※医療費通知とは・・・

- 医療機関で診療を受けた際にかかった医療費の額を半年ごと（1～6月、7～12月）にとりまとめ、年2回（9月と翌年3月）ハガキでお知らせするものです。



今回発行するのは
平成23年1～6月の分です

※(医療費通知イメージ)

- 受診年月、診療を受けた医療機関名、診療区分、日数、医療費の総額（10割の金額）を記載しています。
- この通知を確定申告（医療費控除）の際の領収書として使うことはできません。
- 診療内容の審査などの都合上、一部の受診記録を記載していない場合があります。

◆ 医療費通知の発行を希望される方へ

医療費通知は、発行を希望される方のみ送付しています。

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または浦幌町役場町民課介護保険係へご連絡ください。

☆ご連絡の際は、被保険者番号のわかるもの（保険証など）をお手元にご用意ください☆

- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
- 医療費通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。

お問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合
(TEL: 011 - 290 - 5601)

役場町民課介護保険係
(TEL: 576 - 2114)

後期高齢者医療

～ 医療費通知と東日本大震災に

■ 東日本大震災に被災された方の減免について

北海道後期高齢者医療広域連合では、東日本大震災に被災された方について、下記のとおり減免を行います。詳しくは、浦幌町役場町民課介護保険係までお問合せください。

◆ 一部負担金等の減免

減免の対象者

東日本大震災に係る一部負担金等減免の対象者は、震災時に特定被災区域（※）に住所を有していた次に該当する方です。

- ① 世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った方
- ② 世帯の主たる生計維持者の行方が不明である方
- ③ 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方
- ④ 世帯の主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 世帯の主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域・緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため避難している方
- ⑧ その他、上記に準ずるものとして広域連合が認められた方

減免する期間

一部負担金は平成24年2月29日まで、食事療養及び生活療養の標準負担額は平成23年8月31日までの分が対象です。（一部例外があります）

◆ 保険料の減免

減免の対象者

東日本大震災に係る保険料減免の対象者は、震災時に特定被災区域（※）に住所を有していた次に該当する方です。

- (1) 一部負担金等減免の①②⑥⑦のいずれかに該当する方
- (2) 世帯の主たる生計維持者が居住する住宅に損害を受けた方
- (3) 世帯の主たる生計維持者以外で、その行方が不明、または重篤な傷病を負った方
(不明者等が生計維持者のときは同一世帯に属する被保険者、それ以外のときは当該被保険者の保険料が減免の対象となります)
- (4) 世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、その減少額（保険金・損害賠償金等により補てんされるべき金額を控除して得た額）が前年収入の10分の3以上であり、関係法令により計算される前年の総所得金額等が1,000万円以下の方
- (5) その他、上記に準ずるものとして広域連合が認められた方

減免する期間

平成23年3月から平成24年3月までの期間に相当する保険料が対象です。（一部例外があります）

(※) **特定被災区域** 岩手県・宮城県・福島県内の全市町村
青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部市町村

なお、特定被災区域に北海道は含まれていませんが、道内で被災された方におかれましても、上記の減免対象に準ずるときは、減免される場合があります。